

機械器具 49 医療用穿刺器、穿削器、穿孔器
一般医療機器 歯科用カーバイドバー JMDN：16668000

タービンバー

【禁忌・禁止】

本品の使用により感作又はアレルギー反応が起きる可能性があるため、本品の原材料に対して金属アレルギーの既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

- 種類 ＊
#H254/314/010、#H33L/316/010
- 原材料
軸 部：ステンレス鋼
作業部：タングステンカーバイド

【使用目的又は効果】

タングステンカーバイド製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具。

【使用方法等】

（操作方法）

歯科用ハンドピースに装着して使用する。

（使用方法に関連する使用上の注意）

- ①回転数 100,000r.p.m./min 以下で使用する。
- ②ハンドピースメーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- ③あらかじめ患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- ④頭部の細い、長い、大きい形状のものは、折れたり曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ⑤破折、曲がり等の原因になるので、2 Nを超える負荷を掛けないこと。
- ⑥十分な量（少なくとも 50ml/min）の注水下で使用する。
- ⑦目の損傷を防ぐために保護メガネ等を使用すること。

【使用上の注意】**

1. 使用注意
 - ①使用前に必ず洗浄・滅菌を行うこと。
 - ②使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬剤等を除去し、感染防止のために洗浄・消毒すること。＊
 - ③長期の使用により金属疲労や磨耗等の劣化が生じるので、適時交換すること。
 - ④消毒剤を使用する際は、薬剤の使用説明書に従って使用すること。＊
2. 重要な基本的注意
本品の使用により感作又はアレルギー反応が表れる可能性があるため、異常を認めた場合は直ちに使用を中止し、専門医の診察を受けさせること。

【保管方法及び有効期間等】

（保管方法）

- ①本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。
- ②水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

【保守・点検に係る事項】

（洗浄方法）

- ①本品を金属製のインスツルメント収納ケースに入れて、超音波洗浄剤もしくは超音波洗浄に使える小器具洗浄剤で超音波洗浄を行う。
- ②本品がすべて洗浄液に浸かるように十分な量の洗浄液を入れること。
- ③超音波洗浄時間は 30 分程度行うこと。
- ④洗浄後は洗浄液の残留がないように十分にすすぐこと。仕上げすすぎには、精製水を用いることを推奨する。
- ⑤洗浄後は、腐食を防ぐために必ず乾燥させること。

＊

（滅菌方法）

- ①滅菌前に汚れ、傷、損傷等の有無を調べる。
- ②点検後、高圧蒸気滅菌を行う。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：



住所：〒110-8507

東京都台東区上野 7-6-9

お問い合わせ先

器材部

電話番号：03-3845-2931

FAX 番号：03-3841-8204

製造元：Gebr. Brasseler GmbH&Co. KG
（国名：ドイツ）